

議案第72号

飯能市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

飯能市水道事業給水条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第5条」を「第6条」に改める。

第30条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき10,000円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(構造及び材質)</p> <p>第7条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第30条 手数料は、次のとおりとし、申込みの際徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>指定給水装置工事事業者指定更新</u> <u>手数料 1件につき10,000円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(構造及び材質)</p> <p>第7条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第30条 手数料は、次のとおりとし、申込みの際徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p>

第六条第一項第一号中「第四条」を「第五条」に改め、同項第二号中「第四条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（法第十一条第二項に規定する給水人口の基準）
 第四条 法第十一条第二項に規定する政令で定める基準は、給水人口が五千人であることとする。
 第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項第一号及び第三号中「第十一条」を「第十一条第一項及び第三項」に改める。

別表の二の項中「都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく」を「法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第二項第七号に掲げる事項に係る」に改め、同表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を削る。

（沖繩振興特別措置法施行令の一部改正）
 第二条 沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の十の項中「沖繩県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく」を「水道法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画において定められた同

条第二項第七号に掲げる事項に係る」に、

(三) 二以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業の用に供する水道施設（水源開発施設、小規模な導水施設及び送水施設並びに配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額を超える水道事業の用に供するものの新設又は増設	十分の五
(四) 簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	三分の二
(五) 浄水施設から排出される水の処理施設の新設又は増設	十分の五

を
 (三) 簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設
 三分の二
 に改める。

第二章 経過措置

（水道施設台帳に関する経過措置の期限）
 第三条 水道法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第二条の政令で定める日は、平成三十四年九月三十日とする。

（改正法の施行の際に指定を受けている指定給水装置工事事業者の指定の有効期間）
 第四条 改正法附則第三条の規定により読み替えられた水道法第二十五条の三の二第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 水道法第十六条の二第一項の指定を受けた日（以下この条において「指定を受けた日」という。）が平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間である場合 一年
- 二 指定を受けた日が平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間である場合 二年
- 三 指定を受けた日が平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間である場合 三年
- 四 指定を受けた日が平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間である場合 四年

五 指定を受けた日が平成二十五年四月一日から平成二十六年九月三十日までの間である場合 五年

附則

（施行期日）

1 この政令は、水道法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。

（水道法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の水道法施行令別表の二の項の中欄に掲げる費用について国の補助を受けている地方公共団体に対する同項の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、改正法による改正後の水道法（次項において「新水道法」という。）第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画（次項において「水道基盤強化計画」という。）において、当該補助に係る事業が同条第二項第七号に掲げる事項として定められたときは、この限りでない。
 （沖繩振興特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

（この政令の施行の際現にこの政令による改正前の沖繩振興特別措置法施行令別表第一の十の項の(二)に掲げる事業に要する経費について国の補助を受けている地方公共団体に対する同項の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、水道基盤強化計画において、当該補助に係る事業が新水道法第五条の三第二項第七号に掲げる事項として定められたときは、この限りでない。）

内閣総理大臣 安倍 晋三
 厚生労働大臣 根本 匠

水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五百五十三号

水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

水道法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年十月一日とする。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五百五十四号

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）の施行に伴い、並びに水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第十一条第二項及び第四十四条、沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第二百五条第一項、水道法の一部を改正する法律附則第二条並びに同法附則第三条の規定により読み替えられた水道法第二十五条の三の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条・第二条）

第二章 経過措置（第三条・第四条）

附則

第一章 関係政令の整備

（水道法施行令の一部改正）

第一条 水道法施行令（昭和三十三年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を削る。

第九条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条を

第九条とし、第六条の二を第八条とする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 水道の基盤の強化に関する基本的事項

二 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

三 水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の健全な経営の確保に関する事項

四 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

五 水道事業者等との連携等の推進に関する事項

六 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第一章の二に次の二条を加える。

（水道基盤強化計画）

第五条の三 都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強化に関する計画（以下この条において「水道基盤強化計画」という。）を定めることができる。

2 水道基盤強化計画においては、その区域（以下この条において「計画区域」という。）を定めるほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 水道の基盤の強化に関する基本的事項

二 水道基盤強化計画の期間

三 計画区域における水道の現況及び基盤の強化の目標

四 計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置に関する事項

五 都道府県及び市町村による水道事業者等との連携等の推進の対象となる区域（市町村の区域を超えた広域的なものに限る。次号及び第七号において「連携等推進対象区域」という。）

六 連携等推進対象区域における水道事業者等との連携等に関する事項

七 連携等推進対象区域において水道事業者等との連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

3 水道基盤強化計画は、基本方針に基づいて定めるものとする。

4 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得なければならない。

5 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等を推進しようとする二以上の市町村は、あらかじめその区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得て、共同して、都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、水道基盤強化計画を定めることができる。

6 都道府県は、前項の規定による要請があつた場合において、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めるものとする。

7 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、計画区域に次条第一項に規定する協議会の区域の全部又は一部が含まれる場合には、あらかじめ当該協議会の意見を聴かなければならない。

8 都道府県は、水道基盤強化計画を定めるときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するとともに、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者を通じて通知しなければならない。

9 都道府県は、水道基盤強化計画を定めるときは、これを公表するよう努めなければならない。

10 第四項から前項までの規定は、水道基盤強化計画の変更について準用する。

（広域的連携等推進協議会）

第五条の四 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。

一 前項の都道府県

二 協議会の区域をその区域に含む市町村

三 協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者

四 学識経験を有する者その他の都道府県が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第一章の二を第二章とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（水道施設台帳に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の水道法（以下「新法」という。）第十九条第二項（第七号に係る部分）に限り、新法第三十一条において準用する場合を含む。及び第二十二條の三（新法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

（指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に水道法第十六條の二第一項の指定を受けている同条第二項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第二十五條の三の二第一項の更新については、同項中「五年」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して五年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の五年前の日以前である場合にあっては、五年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

(水道施設運営等事業技術管理者)
第二十四条の七 水道施設運営権者は、水道施設運営等事業について技術上の業務を担当させるため、水道施設運営等事業技術管理者一人を置かなければならない。

2 水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならぬ。

3 水道施設運営等事業技術管理者は、第二十四条の三第五項の政令で定める資格を有する者でなければならぬ。
(水道施設運営等事業に関する特例)

第二十四条の八 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合における第十四条第一項、第二項及び第五項、第十五条第二項及び第三項、第二十三条第二項、第二十四条第三項並びに第四十条第一項、第五項及び第八項の規定の適用については、第十四条第一項中「料金」とあるのは「料金(第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者(次項、次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。)が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金(次項において「水道施設運営権者に係る利用料金」という。)を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書中「受けた場合」とあるのは「受けた場合(水道施設運営権者が当該供給命令を受けた場合を含む。)」と、第二十三条第二項中「水道事業者」とあるのは「水道事業者(水道施設運営権者を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。)」と、第四十条第一項及び第五項中「又は水道用供水給事業者」とあるのは「若しくは水道用供水給事業者又は水道施設運営権者」と、同条第八項中「水道用供水給事業者」とあるのは「水道用供水給事業者若しくは水道施設運営権者」とする。
この場合において、水道施設運営権者は、当然に給水契約の利益(水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の支払を請求する権利に係る部分に限る。)を享受する。

2 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道施設運営権者を水道事業者と、水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十二条、第十三条第一項(水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。)、及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二條の四まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条(第二項及び第三項を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は適用せず、第二十二條の四第一項中「更新」とあるのは「更新(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律百十七号)第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。次項において同じ。)」とする。

3 前項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは「水道施設運営権者」とする。

4 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合には、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、水道施設運営等事業技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合には、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

(水道施設運営等事業の開始の通知)

第二十四条の九 地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営権者から水道施設運営等事業の開始に係る民間資金法第二十一条第三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(水道施設運営権者に係る変更の届出)

第二十四条の十 水道施設運営権者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者及び厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

- 一 水道施設運営権者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- 二 水道施設運営権者の水道事務所所在地

(水道施設運営権者の移転の協議)

第二十四条の十一 地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営等事業に係る民間資金法第二十六条第二項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
(水道施設運営権の取消し等の要求)

第二十四条の十二 厚生労働大臣は、水道施設運営権者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合には、民間資金法第二十九条第一項第一号(下に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当するとして、水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者に対して、同項の規定による処分をなすべきことを求めることができる。

(水道施設運営権の取消し等の通知)

第二十四条の十三 地方公共団体である水道事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

- 一 民間資金法第二十九条第一項の規定により水道施設運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又はその停止を解除したとき
- 二 水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、民間資金法第二十九条第四項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき

第二十五条の三第一項第一号中「次条第一項」を「第二十五条の四第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定の更新)

第二十五条の三の二 第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第二十五条の十一第一項第一号中「第二十五条の三第一項各号」の下に「のいずれか」を加える。第二章を第三章とする。

第一章の二の章名中「広域的水道整備計画」を「水道の基盤の強化」に改める。
第五条の二を次のように改める。

(基本方針)

第五条の二 厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

参考

水道法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(抜粋)

法律第九十二号

水道法の一部を改正する法律

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二 広域的水道整備計画(第五条の二)」を「第二章 水道の基盤の強化(第五条の二―第五条の四)」に、「第二章」を「第三章」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章 専用水道」を「第五章 専用水道」に、「第四章の二」を「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第四十条」を「第三十九条の二」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第一条中「を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成する」を「の基盤を強化する」に改める。第二条の二を次のように改める。

第二条の二 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等(水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

第五十三条第四号中「第十五条第二項」の下に「(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同条第十号中「第四十条第一項」の下に「(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第二十四条の七第一項(第三十一条において準用する場合を含む。))の規定に違反した者(第五十五条第二号中「第十一条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第三号中「第四十条第八項」の下に「(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」)を加える。

第七章を第九章とする。

第六章中第四十条の前に次の一条を加える。

(災害その他非常の場合における連携及び協力の確保)

第三十九条の二 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。